

## 富山市自転車利用環境整備計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 平成23年3月に策定した「富山市自転車利用環境整備計画」の計画期間が、令和2年度をもって満了を迎えることから、次期「富山市自転車利用環境整備計画」の策定を検討するため、富山市自転車利用環境整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務等)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 「富山市自転車利用環境整備計画」の策定に関すること。
- (2) その他計画を策定するために必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(ワーキンググループ)

第4条 検討委員会に、「富山市自転車利用環境整備計画」策定への新たな視点、多様な視点による意見の反映や計画の深度化を図るため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、市民生活部生活安全交通課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|    |   |
|----|---|
| 委員 | 学識経験者<br>市民団体代表者<br>公募市民<br>商工関係者<br>交通事業者<br>教育関係者<br>スポーツ振興関係者<br>警察関係者<br>行政機関 |
|----|---|